

十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画

令和4年4月

十 日 町 市

目 次

第1章 推進計画の基本的事項	1
第1節 推進計画策定の趣旨及び改定	1
第2節 推進計画の位置付け	1
第3節 推進計画の期間	1
第2章 十日町警察署管内の犯罪と少年補導の現状	2
第1節 犯罪の発生状況	2
1 刑法犯認知件数年次別推移	2
2 刑法犯罪種別発生状況	2
3 窃盗犯手口別発生状況	3
4 特殊詐欺の被害状況	3
第2節 少年補導の現状	4
1 非行少年の検挙・補導状況の年次別推移	4
2 罪種別検挙・補導状況	4
3 不良行為少年の補導状況	5
第3章 犯罪のない安全・安心なまちづくりの基本目標と基本方針	6
第1節 基本目標	6
第2節 基本方針	6
1 意識づくり	6
2 地域づくり	6
3 環境づくり	7
第4章 施策の展開	8
第1節 施策の体系	8
第2節 施策の展開	8
1 意識づくり	8
(1) 防犯情報の提供	8
(2) 防犯講習会の開催	9
(3) 施錠の励行による防犯意識の高揚	9
(4) 犯罪被害者等に対する支援	9
2 地域づくり	9
(1) 自主防犯活動の促進	9
(2) 青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充	9
(3) 防犯上の配慮を要する者の安全確保	9
(4) 人材の育成	10
(5) 子どもを犯罪に関わらせないための取組の推進	10

3	環境づくり	10
(1)	公共施設の防犯性の向上	10
(2)	学校・保育所等における安全確保	10
(3)	通学路等における安全確保	10
(4)	道路・公園・駐車（輪）場における防犯性の向上	10
(5)	住宅における防犯性の向上	10
(6)	店舗等における防犯性の向上	10
(7)	環境の美化・保全	11
第5章	推進体制づくり	12
1	推進会議の開催	12
2	推進計画の見直し	12
3	十日町市あんしんメールシステムの普及	12

第1章 推進計画の基本的事項

第1節 推進計画策定の趣旨及び改定

市民に身近な日常生活に関わる犯罪被害が多発し、市民の治安に対する不安が高まっていることから、犯罪の未然防止を図るためには、警察力の強化のみでは一定の限界があり、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」との意識で地域、住民、事業者、県及び市町村等行政(以下「行政」という。)、警察などが一体となって、安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

十日町市では、「十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例(以下「条例」という。)」を平成21年4月に制定しました。

この条例は、十日町市における「犯罪のない安全・安心なまちづくり」の基本理念を定め、市の責務及び市民や事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定めたものです。

十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)は、条例に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するためのものであり、平成22年3月に策定後、平成22年度から安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

この推進計画は令和3年3月に新潟県が推進計画を改定することに伴い、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの成果や課題を考え合わせ、令和3年4月に改定するものです。

第2節 推進計画の位置付け

推進計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、市が実施している、あるいは今後実施しようとする施策について、犯罪の防止に配慮した安全・安心なまちづくりという視点から集約し、整合を図り、体系化したものです。

また、推進計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、十日町市総合計画を上位計画として位置付け策定します。なお、推進計画は、十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴いて策定します。

第3節 推進計画の期間

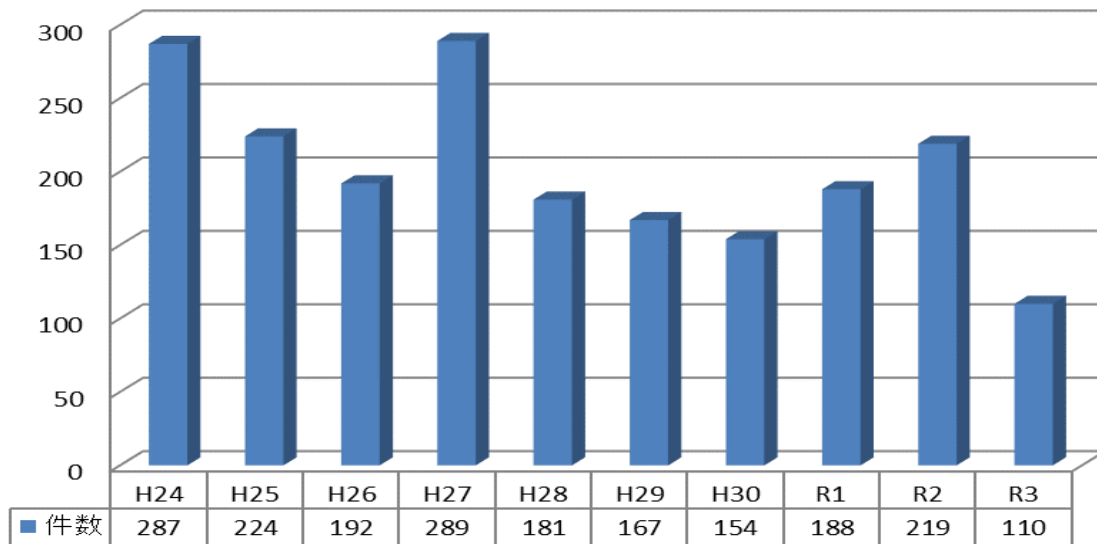
推進計画の期間は、第二次十日町市総合計画後期基本計画と整合するため、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

第2章 十日町警察署管内の犯罪と少年補導の現状

第1節 犯罪の発生状況

1 刑法犯認知件数年次別推移

平成24年以降の十日町警察署管内の刑法犯認知件数は、下記のとおりです。
令和3年は前年より109件減少しました。



2 刑法犯罪種別発生状況

窃盗犯（侵入盗、万引き）が、刑法犯の大半を占めています。

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成24年	0	19	193 (67.2%)	25	1	49	287
平成25年	3	8	157 (70.1%)	9	4	43	224
平成26年	3	18	112 (58.3%)	16	2	41	192
平成27年	0	18	229 (79.2%)	12	0	30	289
平成28年	2	15	106 (58.6%)	24	0	34	181
平成29年	0	11	115 (68.9%)	15	2	24	167
平成30年	2	12	101 (65.6%)	10	0	29	154
令和元年	2	16	127 (67.6%)	10	0	33	188
令和2年	3	19	159 (72.6%)	7	0	31	219
令和3年	0	21	61 (55.5%)	9	1	18	110

○刑法犯罪の用語

- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等の罪
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- ・知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任等の罪
- ・風俗犯…わいせつ、賭博等の罪
- ・その他…占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、公務執行妨害等の上記以外の刑法犯罪

3 窃盗犯手口別発生状況

窃盗犯のうち、車上ねらい、置き引き、自販機ねらい、万引きなどの非侵入盗が大半を占めています。侵入盗や車上ねらい、並びに自転車盗等の乗り物盗の大半（7割近く）が無施錠、つまり、鍵をかけずに被害に遭っています。

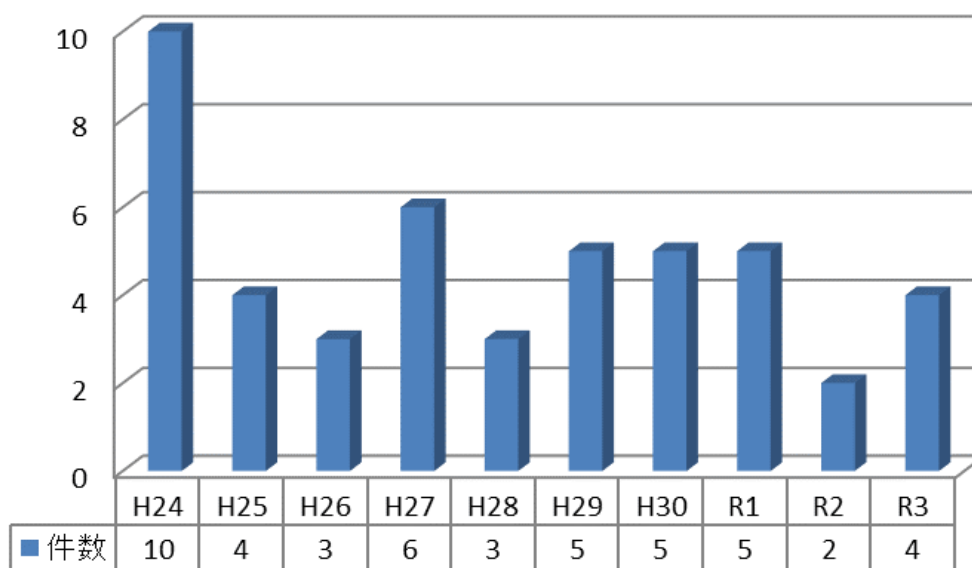
年	侵入盗	自動車・オートバイ盗	自転車盗	非侵入盗					合計
				車上ねらい	置き引き	自販機ねらい	万引き	その他	
平成 24 年	23	6	20	30	20	4	43	47	193
平成 25 年	25	2	12	10	17	0	41	50	157
平成 26 年	15	2	8	10	11	2	45	19	112
平成 27 年	130	6	3	6	13	0	45	26	229
平成 28 年	15	1	9	9	7	0	28	37	106
平成 29 年	17	1	7	10	9	0	35	37	116
平成 30 年	20	2	5	8	2	0	34	30	101
令和元年	22	4	4	10	2	4	42	39	127
令和 2 年	50	1	2	12	5	3	50	36	159
令和 3 年	9	0	2	3	5	0	23	19	61

○窃盗犯罪の用語

- ・侵入盗……………忍び込み、空き巣、事務所荒し等の罪
- ・非侵入盗(その他) ……さい銭狙い、脱衣場狙い、野菜盗等の罪

4 特殊詐欺の被害状況

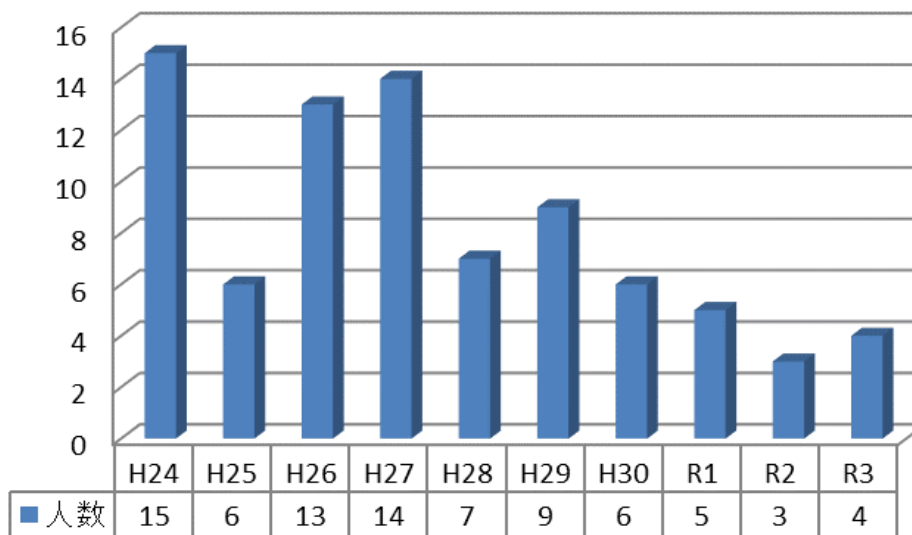
令和 3 年の特殊詐欺の被害件数は 4 件、被害総額は約 443 万円と、件数・金額ともに被害は続いています。また、新潟県においては、116 件、総額 2 億 2,508 万円の被害が発生しており、被害者の約 7 割が 60 歳以上です。最初のだましの手段は、自宅の固定電話への着信が最多でした。



第2節 少年補導の現状

1 非行少年の検挙・補導状況の年次別推移

平成24年以降の十日町警察署管内の非行少年の検挙・補導人数は、下記のとおりです。平成23年の33人をピークに減少傾向にあります。



2 罪種別検挙・補導状況

罪種別の内訳を見ると、窃盗の比率が高く、窃盗の中でも万引きによる検挙の数が半数近くを占めます。

年	特別法犯	刑法犯							合計
		凶悪犯	暴行	傷害	恐喝	脅迫	窃盗	その他	
平成24年	0	0	0	3	0	0	5(33.3%)	7	15
平成25年	0	0	1	1	0	0	2(33.3%)	2	6
平成26年	0	0	1	3	2	1	5(38.5%)	1	13
平成27年	3	0	0	0	2	0	6(42.9%)	3	14
平成28年	1	0	0	1	0	0	5(71.4%)	0	7
平成29年	1	0	0	2	0	0	4(44.4%)	2	9
平成30年	2	0	2	0	0	1	1(16.7%)	0	6
令和元年	2	0	0	0	0	1	3(60.0%)	0	5
令和2年	0	0	0	0	0	0	3(100.0%)	0	3
令和3年	1	0	0	0	1	0	2(50.0%)	0	4

・上記の数値は、犯罪少年（罪を犯した14歳以上の少年）として検挙された少年の数と、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）として補導された少年の数を合わせたものです。

・特別法犯とは、刑法犯及び道路交通関係法令以外の罪をいい、具体的には、軽犯罪法違反、銃刀法違反、県青少年育成条例違反、覚せい剤取締法違反等があります。

・その他の刑法犯としては、住居侵入、盗品譲受け、占有離脱物横領等の罪があります。

3 不良行為少年の補導状況

数値は、不良行為少年の補導に関する規定が整備された平成24年以降のもので、常習性や悪質性の強い不良行為少年を補導して、保護者や学校等に連絡した件数です。

年	飲酒	喫煙	暴走行為	家出 外泊	深夜 はいかい	迷惑行為	その他	合計
平成24年	5	16	0	0	8	0	0	29
平成25年	4	19	0	3	27	0	4	57
平成26年	8	11	0	0	4	0	0	23
平成27年	0	7	0	0	10	0	0	17
平成28年	2	11	3	3	23	0	0	42
平成29年	1	10	0	2	23	4	4	44
平成30年	13	4	0	1	16	2	0	36
令和元年	0	2	2	0	13	8	0	25
令和2年	0	0	0	0	13	0	2	15
令和3年	2	0	0	0	13	0	2	17

第3章 犯罪のない安全・安心なまちづくりの基本目標と基本方針

第1節 基本目標

「市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」を基本目標とし、令和6年度までの4年間において、次の数値目標を設定します。

1 十日町警察署管内の刑法犯発生件数を減少させる

令和元年刑法犯発生件数 188件→170件(10%減)

2 青色回転灯装着車による防犯パトロール実施団体の増加

令和元年度実施団体 5団体→7団体

3 あんしんメールや防災行政無線を活用した防犯情報の発信、及び防犯団体による啓発運動の実施

第2節 基本方針

1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は自分で守る」という自主防犯意識を高める取組です。

発生する犯罪のうち、その多くを占める侵入盗、乗り物盗、車上ねらい、置き引き、自動販売機ねらい、万引きなどの窃盗や器物損壊等の被害は、市民の身近なところで起きています。また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪も発生しております。

こうした身近な犯罪の被害に遭わないためには、まず一人ひとりの防犯意識を高めることが必要です。

犯罪のない安全で安心なまちづくりの一つ目の方針は、市民一人ひとりが「地域の安全は自分で守る」という意識を持つことであり、市は市民の防犯意識の高揚を図っていきます。

2 地域づくり

近年、少子・高齢化に伴う核家族化や過疎化、生活様式の多様化、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、コミュニティ活動の活力低下が指摘されています。このため、防犯面においても地域社会が担っている「地域住民の目」による犯罪抑止機能が低下しつつあり、「地域の安全は地域で守る」という住民の連帯意識を高め、お互いに守り支え合う地域社会を再形成する必要があります。

犯罪のない安全で安心なまちづくりのための二つ目の方針は、「地域の安全は地域で守る」という、連帯感ある地域をつくることであり、市はこうした連帯感のある地域づくりを促していきます。

3 環境づくり

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。

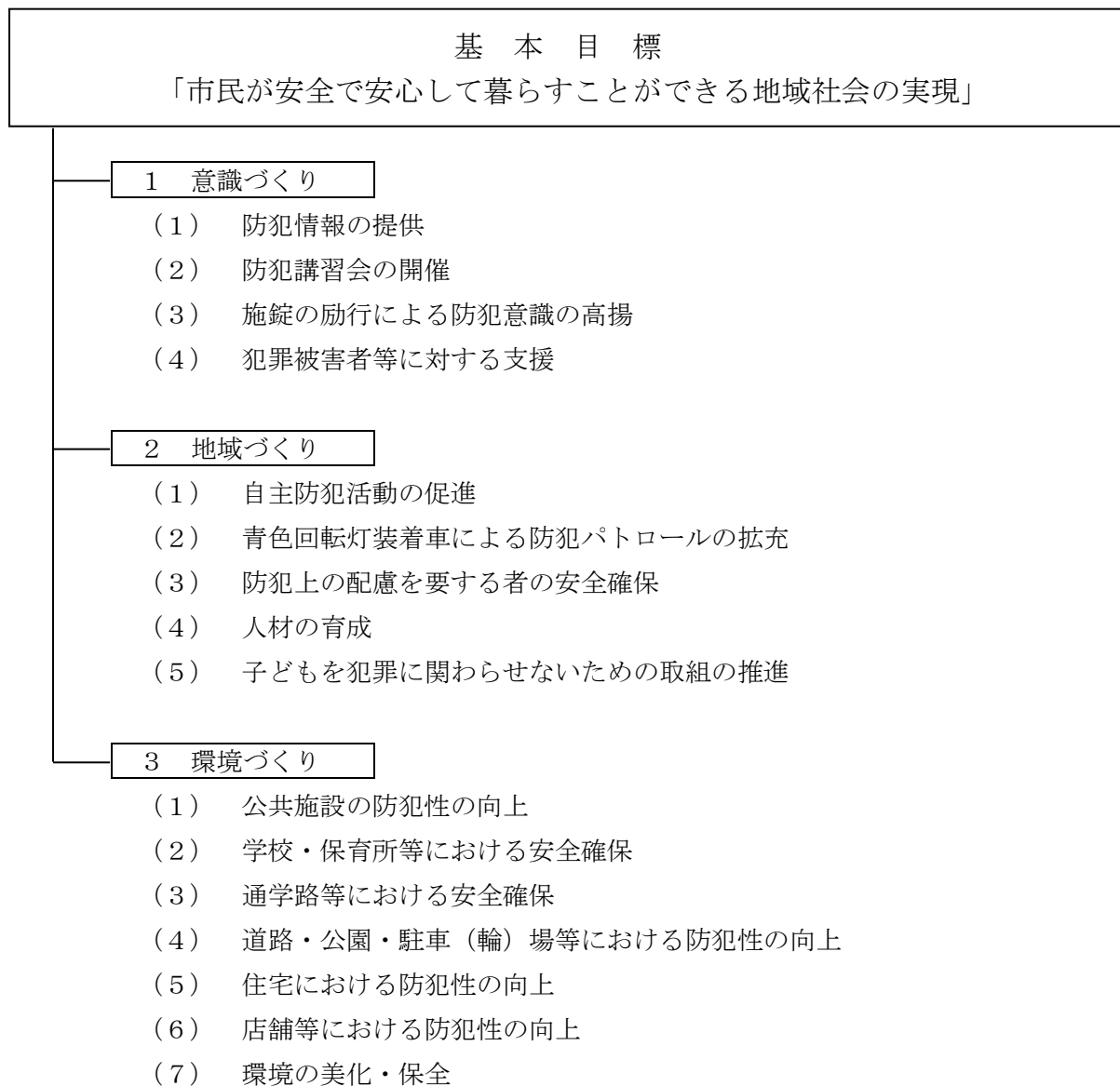
本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ・つきまとい事案等が多発しています。道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も依然として続いており、これらをきっかけに凶悪犯罪へ繋がる恐れがあります。

こうしたことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりのための三つ目の方針は、「学校をはじめ公園や道路等の公共施設のほか、一般住宅や事業所においても、施設や建物の防犯性を高めるとともに安全対策」を講じ、犯罪が起こりにくい環境づくりを行います。

第4章 施策の展開

第1節 施策の体系

基本目標を達成するため、3つの基本方針のもとに、それぞれの施策を展開することにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。



第2節 施策の展開

1 意識づくり

(1) 防犯情報の提供

- ① 市報やホームページなどを活用し、自主防犯活動に関する情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- ② IT等を活用し、市内の犯罪情報・不審者情報などの情報を共有できる仕組みの構築を図るとともに、効果的な情報を発信して被害防止に努めます。

- ③ あんしんメールや防災行政無線を活用し、防犯情報を知らせたい、知ってほしい人に、情報が伝わるよう努めます。

(2) 防犯講習会の開催

- ① 気軽に、楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察等の関係機関と連携しながら、防犯講習会を開催します。
- ② 防犯講習会の開催を希望する団体・グループに対し、専門知識を有する講師を派遣します。

(3) 施錠の励行による防犯意識の高揚

- ① 家や車、自転車などの施錠励行を呼び掛け、自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ります。

(4) 犯罪被害者等に対する支援

- ① 犯罪被害者等の支援にあたっては、県や警察、民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。
- ② ドメスティック・バイオレンスやストーカー事案の被害者に対する支援として、住民基本台帳閲覧制限及び選挙人名簿閲覧制限を行います。

2 地域づくり

(1) 自主防犯活動の促進

- ① 個人の都合の良い時間を利用した「ながらパトロール」の普及を図ります。
- ② 各地区防犯連絡協議会・町内会等の地域団体が行う、住宅や車の施錠励行を図る防犯診断等の防犯活動を支援します。
- ③ 青少年の非行を未然に防止するため、青少年育成委員等による街頭巡回活動を推進します。
- ④ 世代に関わらずあいさつを交わすことが、地域の一体感を醸成することから、防犯上効果が高い「あいさつ運動」を促進します。

(2) 青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充

- ① 十日町市防犯協議会傘下の各地区防犯連絡協議会が実施する、青色回転灯装着車による防犯パトロールを支援するとともに、青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充を図ります。

(3) 防犯上の配慮を要する者の安全確保

- ① 子ども等を守る取組み
 - ア 登下校の時間帯に、子どもを見守る活動を促進します。
 - イ 「地域安全マップ」を作成し、子どもが危険箇所を認識することで、被害防止を図ります。
 - ウ 昼間保護者のいない家庭の児童対策として、学童保育を行います。
- ② 高齢者・障がい者の安全対策
 - ア 高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員、介護支援専門員等（以下「民生委員等」という。）に対して、犯罪被害の防止についての啓発を行い、犯罪被害の早期発見や未然防止に努めます。
 - イ 高齢者が安全で安心して暮らせるよう、民生委員等の地域での活動を支援します。

ウ 障がい者と接する機会の多い福祉関係者、ボランティア等に対して、犯罪被害の防止についての啓発を行います。

(4) 人材の育成

- ① 地域防犯活動の中心となる防犯リーダーを養成します。
- ② 消費者被害の未然防止を図り、消費生活相談に参画できる人材の養成に努めます。

(5) 子どもを犯罪に関わらせないための取組の推進

- ① インターネットやSNS等を介して子どもが犯罪に巻き込まれないよう、啓発活動や防犯教育などの取組を推進します。

3 環境づくり

(1) 公共施設の防犯性の向上

- ① 市が整備する公共施設について、見通しが確保できる構造にするなど、犯罪の防止に配慮します。
- ② 市が設置した公共施設について、犯罪防止の視点から点検を行い、防犯性の向上を図ります。

(2) 学校・保育所等における安全確保

- ① 学校や保育所等において、計画的かつ継続的な防犯教育や不審者等の侵入を想定した実践的な訓練を実施し、子どもが状況に応じて自ら安全な行動がとれるよう指導します。
- ② 子どもに「こども110番の家」等の場所を周知し、その活用方法について指導します。
- ③ 学校等の施設は、見通しが確保できる構造に整備するとともに、玄関の施錠やオートロック等の防犯設備を活用し、不審者の侵入防止を図ります。

(3) 通学路等における安全確保

- ① 登下校の時間帯に、通学路で子どもを見守る活動を促進します。
- ② 地域住民に、夜間に住宅の門灯や玄関灯を点灯するなど協力を求め、通学路等における暗がりの減少になるよう広報します。
- ③ 町内会等が行う防犯灯の設置を支援します。

(4) 道路・公園・駐車（輪）場等における防犯性の向上

- ① 道路・公園・駐車（輪）場等の整備にあたっては、見通しの確保や夜間照明の整備など、犯罪の防止に配慮します。
- ② 道路・公園・駐車（輪）場等について、犯罪防止の視点から点検を行い、防犯性の向上を図ります。

(5) 住宅における防犯性の向上

- ① 防犯性の高い住宅を普及させるため、防犯機器や設備などの情報提供を行います。

(6) 店舗等における防犯性の向上

- ① ショッピングセンターなどの大規模小売店舗の設置者に対して、防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言を行います。
- ② 万引き防止を徹底するため、事業者、団体等との連携を強化し、防犯カメラ、防犯ミラーの設置を働きかけ、万引きをしにくい環境づくりを促進します。

(7) 環境の美化・保全

- ① ごみの不法投棄や落書きなどの小さな犯罪も、放っておくと重大な犯罪の引き金となることから、環境の美化・保全に努めます。
- ② 管理状態に防犯上支障がある空き地・空き家について、その所有者等に対し、適切な防犯措置を講ずるよう指導します。

第5章 推進体制づくり

1 推進会議の開催

推進計画の進捗状況等に関する評価を行うため推進会議を開催し、推進計画の効果的な推進を図ります。

2 推進計画の見直し

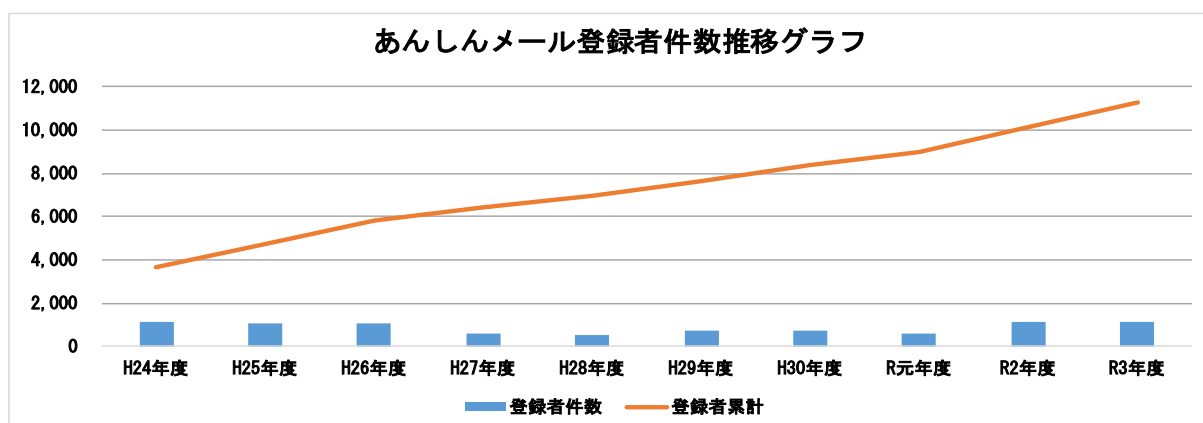
推進計画の見直しに当たっては、推進会議の意見を聞いて変更します。また、推進計画を見直した場合は、市報やホームページなどを活用して公表します。

3 十日町市あんしんメールシステムの普及

重大な犯罪等の未然防止を図るために、あんしんメールシステムの普及を図ります。

十日町あんしんメールシステム登録者件数一覧表（R4.3月末現在）

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
登録者件数	1,156	1,062	1,087	616	507	721	717	580	1,161	1,126
登録者累計	3,683	4,745	5,832	6,448	6,955	7,676	8,393	8,973	10,134	11,260



十日町あんしんメールシステム 内容別送信件数一覧表（R4.3月末現在）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
火災情報	51	51	67	57	43	56	59	50	63	44	541
防災・気象情報	30	59	162	39	110	142	71	64	73	74	824
原子力災害				1							1
防犯情報	2	10	2	3	5	7	6		10	4	49
交通事故・規制情報		4	15	16	14	20	22	35	39	35	200
行方不明			2	15		1				1	19
農作業・除雪作業中事故			3	4	1	15	6		8	11	48
生活関連	6	2	14	17	50	30	23	74	226	428	870
その他	3	1	1	5	2	21	3	6		2	44
件数	92	127	266	157	225	292	190	229	419	599	2,596

